

財団法人かながわトラストみどり財団寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人かながわトラストみどり財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を横浜市西区岡野二丁目12番20号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、かながわのナショナル・トラスト運動及び県土緑化運動を実施することにより自然環境、歴史的環境の保全及び緑化の推進を図り、もってみどり豊かなかながわの創造に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) かながわのナショナル・トラスト運動の普及啓発
- (2) 緑地、歴史的遺産等の保全のための契約の締結及び市町村等が行う緑地保全事業への助成
- (3) 森林づくりに係わる県民運動の推進に関する事業
- (4) 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律第6条各号に掲げる事業
- (5) 植樹祭の開催等の緑化推進事業
- (6) 緑地の保全及び緑化に関するボランティア団体の指導と育成
- (7) 緑地の保全及び緑化に関する調査研究
- (8) 緑地、歴史的遺産等の管理及び緑化に関する事業の受託
- (9) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 会費
- (4) 補助交付金
- (5) 寄附金品
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産、相川賞基金（以下「基金」という。）及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の際基本財産として指定された財産

- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 基金は、その運用益を緑化等に関する表彰事業に充てるために設けるものとし、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 基金とすることを指定して寄附された財産
 - (2) 理事会で基金に繰り入れることを議決した財産
- 4 運用財産は、基本財産及び基金以外の資産とする。
(基本財産及び基金の処分の制限)

第7条 基本財産及び基金は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

- 2 基本財産及び基金のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他の確実な有価証券に替えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終る。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画及び収支予算書は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、その年度開始の日の前日までに理事会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算書類)

第12条 この法人の事業報告及び収支決算書類は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、監事の監査を経て、その年度終了後2箇月以内に理事会の承認を得なければならない。

第3章 役員等

(役員の種類及び選任)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
 - (2) 副理事長 2人
 - (3) 専務理事 1人
 - (4) 理事（理事長、副理事長及び専務理事を含む。）20人以上25人以内
 - (5) 監事 2人
- 2 理事及び監事は、評議員会において選任する。
 - 3 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選により定める。
 - 4 理事及び監事は、これを兼ねることができない。

(役員職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の常務を掌理する。

4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務の執行を決定する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第15条 役員任期は、3年とする。ただし、補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会において、評議員の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第17条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、別に定めるところにより、報酬を支給することができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

(選定委員)

第18条 この法人に、選定委員を置く。

2 選定委員は、学識経験を有する者から理事長が委嘱する。

3 選定委員は、選定委員会を構成し、理事長の諮問に応じて保全すべき緑地、歴史的遺産等の選定基準その他緑地の保全に関する事項を調査審議するとともに必要に応じて緑地、歴史的遺産等の保全に関し理事長に建議することができる。

4 選定委員及び選定委員会に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(名誉理事長及び顧問)

第19条 この法人に名誉理事長及び顧問を置くことができる。

2 名誉理事長は、理事長の職にあったものの内から、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

4 名誉理事長は、この法人の運営に関して特に重要な事項について理事長の諮問に答え、又は理事長に対して意見を述べる。

5 顧問は、理事長の諮問に答える。

(事務局)

第20条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第4章 会 員

(会 員)

第21条 この法人に、次の3種の会員を置く。

(1) 普通会員 この法人の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した個人又は団体

(2) 特別会員 この法人に多額の寄附又は寄贈をした者で理事長が適当と認めたもの

(3) 名誉会員 この法人の運営に関し著しく功労があった者で理事長が適当と認めたもの

2 会員についての必要な事項は理事長が理事会の議決を経て定める。

第5章 理事会

(構 成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第23条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関し、重要な事項を議決する。

(開 催)

第24条 理事会は理事長が必要と認めたとき又は理事の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招 集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第28条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決)

第29条 やむをえない理由のため、理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 出席理事の氏名（書面表決者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、出席理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 評議員及び評議員会

（評議員）

第31条 この法人に評議員を置く。

- 2 評議員は、理事会において選任し、その数は20人以上25人以内とする。
- 3 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。
- 4 第15条から第17条（同条第1項ただし書の規定を除く。）までの規定は、評議員にこれを準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と、「評議員会」とあるのは「理事会」と、「評議員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

（評議員会の構成および権能）

第32条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の業務の執行に関する重要な事項につき理事長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議することができる。

（評議員会の開催）

第33条 評議員会は、理事長が必要と認めるとき、又は評議員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

（評議員会の招集）

第34条 評議員会は、理事長が招集する。

- 2 評議員会を招集するには、評議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

（評議員会の議長）

第35条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選任する。

（評議員会の定足数）

第36条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開会することができない。

（評議員の議決）

第37条 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（評議員会における書面表決等）

第38条 やむを得ない理由のため、評議員会に出席することができない評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の評議員を代理人として表

決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席した評議員とみなす。

(評議員会の議事録)

第39条 第30条の規定は、評議員会の議事録に準用する。この場合において、同条中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と、「書面表決者」とあるのは「書面表決者及び表決委任者」と読み替えるものとする。

第7章 地区推進協議会

(地区推進協議会の設置)

第40条 この法人の目的を達成するため、必要な地区に地区推進協議会を設置する。

- 2 地区推進協議会は、設置に係る区域の活動に当たるものとする。
- 3 地区推進協議会に関し必要な事項は別に定める。

第8章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第41条 この法人に、運営協議会を置く。

- 2 運営協議会は、運営協議会委員をもって構成する。
- 3 運営協議会は、緑の募金の推進に関する重要な事項につき、理事長の諮問に応じ、調査審議し、その結果を報告し、又は建議することができる。

(運営協議会委員)

第42条 運営協議会委員は7人以上10人以内とする。

- 2 第15条及び第17条(同条第1項ただし書きの規定を除く。)の規定は、運営協議会委員にこれを準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「運営協議会委員」と読み替えるものとする。

(運営協議会会長)

第43条 運営協議会に運営協議会会長を置き、運営協議会委員の互選によりこれを定める。

- 2 運営協議会会長は、運営協議会の会務を総括する。
- 3 運営協議会は、運営協議会会長が招集し、その議長となる。
- 4 運営協議会会長があらかじめ定めた委員は、運営協議会会長に事故があるときはその職務を代理し、運営協議会会長が欠けたときはその職務を行う。

(委 任)

第44条 この章に規定するもののほか、運営協議会の運営について必要な事項は、理事長が別に定める。

第9章 寄附行為の変更および解散

(寄附行為の変更)

第45条 この寄附行為は、理事会において理事の3分の2以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第46条 この法人は民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会に

において、理事の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認があったときは解散する。

- 2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、かつ、主務官庁の承認を得て、神奈川県又は、この法人と類似の目的を有する法人に寄附する。

第10章 雑 則

(委任)

第47条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て定める。

附則

- 1 この法人の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可があったときから昭和61年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第11条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の役員は、第13条の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、昭和63年3月31日までとする。

附則

この寄附行為は、平成元年4月1日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成14年10月1日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。